平成２７年（フ）第３２４号
群馬県伊勢崎市田中島町1427番地１
破産者　梅澤　静子
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２１２号
茨城県古河市久能1085番地５　プラムガーデン古河Ａ棟
破産者　山本　良継
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４９９号
埼玉県さいたま市岩槻区大字末田182番地８
破産者　山本　喜隆
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５００号
埼玉県さいたま市岩槻区大字末田182番地８
破産者　山本　好子
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３５９号
神奈川県平塚市南金目1064番地
破産者　曽我　秀明
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５０６号
神奈川県小田原市扇町５丁目17番15―302号
破産者　関　正明
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５３８号
神奈川県小田原市栄町１丁目16番24―２号、前住所神奈川県小田原市多古393番地
破産者　池田　道子
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５６８号
東京都日野市万願寺６丁目45番地の７　ファミーユ高幡橋203、開始決定時住所静岡市清水区馬走北３番61号
破産者　青柳　琢也
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６４５号
静岡県藤枝市時ケ谷1674番地の２
破産者　中澤　洋和
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９１号
愛知県田原市東赤石３丁目７番地　サンコート田原Ａ棟309号、開始決定時の住所愛知県田原市江比間町西前田117番地１
破産者　鈴木　和浩
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１９１号
愛知県豊橋市平川南町27番地の２、従前の住所愛知県豊橋市東幸町字大山164番地34
破産者　小久保貴央
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２３１号
愛知県豊川市千両町下西の谷２番地　県営千両住宅２棟305号
破産者　郡山　翔将
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２３３号
愛知県蒲郡市新井町４番22号　メゾン新井203
破産者　遠藤　晴代
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第５０６２号
大阪市中央区安土町１丁目２番４―303号
破産者　中野　美夏
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２６４号
奈良県生駒市西松ケ丘25番32号
破産者　芝本　幸司
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６５３号
大阪市大正区千島１丁目20番２号、前住所大阪市大正区千島１丁目13番18号
破産者　鈴木　康正
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１４７号
大阪府大東市御供田５丁目２番１号　サンライズ23―101号
破産者　今長　辰雄
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１９６号
大阪府枚方市東香里３丁目39番36号
破産者　荒巻　博幸
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７０６号
大阪府豊中市北条町２丁目４番１―509号
破産者　平山　善彦
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部